武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 (第6回)

議事録

日時:令和4年3月9日(水)

場所:オンライン開催

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会(第6回)

- 〇日 時 令和4年3月9日(水) 午後6時~午後8時5分
- ○場 所 オンライン開催
- ○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、 澤木委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、村山委員、 勝又委員、樋爪委員
- ○事務局 子ども子育て支援課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

皆様、こんばんは。私はこの委員会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と 申します。よろしくお願いいたします。

本日、まだいらしてない方が数名おられますけれども、欠席のご連絡はいただいておりません。随時入っていただけると思いますので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、配付資料についてご確認をお願いいたします。次第のほか資料1から資料7までございます。次第に記載の資料1から資料6までは、事前に委員の皆様に郵送で送付しております。資料7「骨子案たたき台に係る事前意見シート」は、昨日、委員の皆様にデータで送付をいたしました。お手数ですが、ご確認をお願いいたします。

さて、本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議は オンライン開催とし、会議終了時間は午後8時とさせていただいております。

傍聴の方につきましては、現在、市役所内で我々事務局と同じスペースにお入りいただき、同じスクリーンで会議をご覧いただいております。

オンラインで会議を実施するに当たりまして、何点かお願いがございます。

まず、発言するとき以外は、端末の設定をミュートにしておいていただくようお願いいたします。また、発言される際はミュートを解除して、ご自身のお名前をおっしゃってく

ださい。「〇〇です」とご発声いただければ、司会者がご指名いたしますので、その後、 お話しください。皆様の端末のミュート設定については、事務局のホスト端末の権限で操 作することもございますので、あらかじめご了承ください。

なお、本日の委員会の内容については記録用に録音をさせていただいております。あら かじめご了承願います。

それでは、ここからの進行を委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いたします。

【委員長】

それでは、ただいまより第6回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたします。

2 議 事

- (1) 各種報告事項
 - ・市関連事業の実施状況について
 - ・第5回 Teens ムサカツ実行委員会について
 - ・子どもの権利に関する国及び東京都内の動向について

【委員長】

まず、議事に入りたいと思いますが、本日の委員会は条例の骨子案のたたき台についての検討が中心となります。後ほど私のほうから骨子案のたたき台についてご提案をしたいと思いますので、本日の会議進行は、大変申しわけないのですが、澁谷副委員長にぜひお願いできればと思います。お願いできますでしょうか。

【副委員長】

私でよろしければ。

【委員長】

よろしくお願いいたします。

【副委員長】

わかりました。それでは、委員長にかわりまして本日の進行を担当させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進行はお手元の次第に沿って進めたいと思います。皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

議事(1)は「各種報告事項」となっています。武蔵野市のこの間の関連する取り組みなどについてご報告をお願いしたいと思います。質問につきましては、議事(2)「今後の検討スケジュールについて」まで進んでから、まとめて伺えればと思いますので、一旦、市のほうからご報告をお願いできればと思います。

【子ども子育て支援課長】

それでは、「市関連事業の実施状況について」、報告いたします。資料(1)「子どもの権利に関する条例検討に関連する市の各種取り組み」をご覧ください。こちらはこれまで同様、前回の検討委員会以降に実施した市の関連する取り組みを追記しております。新たに追記したところを網かけにしてお示ししております。

追記した主なものとしては、1枚目の裏面の NO. 8 ですが、外国籍の市民意識調査を実施し、報告書を作成しました。

同じページの NO. 10「いじめ防止ポスター子どもたちの願いの改定」ですが、学校の取り組みの中で出てきたスローガンや標語を取り入れたいじめ防止ポスターを完成させました。来年度4月に市立小中学校全校に配布します。

2枚目の裏面の NO.16、一番最後に新規で記載しておりますが、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や対処方法等の具体的方策を策定いたしました。

資料1についての説明は以上です。

【事務局(子ども子育て支援課)】

続いて、「第5回 Teens ムサカツ実行委員会について」、報告いたします。資料2「ムサカツニュース」をご覧ください。

2月13日に5回目のムサカツ実行委員会を開催しました。前半は、3月29日に行われるワークショップ本番に向けた準備を実施しました。実行委員が参加者に対して発表する情報提供タイムについて、主な内容や役割分担などを決定しました。事前に知ってほしい情報などをわかりやすく伝えるために、発表方法なども工夫する予定です。現在、実行委員が各チームに分かれ、準備を進めています。

後半は、本委員会の委員の方にもご参加いただき、実行委員との意見交換会を実施しま した。よろしければ、参加された委員の方から、後ほどお一人1分程度で感想を伺えれば と思います。

最後に、3月29日ワークショップの参加者の申し込み状況についてご報告いたします。

2月 15 日市報で募集を開始いたしました。このチラシにつきましても、実行委員の有志 の方が作成をしてくださいました。

こちらは3月16日の締め切りですけれども、定員30名程度でございますが、本日現在で27名の申し込みがある状況です。ワークショップ本番では、条例の前文に含める子どもの声を聞くためのグループワークなどを予定しており、現在準備を進めています。

事務局からは以上です。

【副委員長】

この「ムサカツニュース」のところにも出ていますね。30 名のうち 27 名というのは心強いと思います。

それでは、意見交換に委員の方々も参加してくださったということですので、お一人1 分程度でお願いできればと思います。

【委員】

私は、他の委員が子どもたちの声をうまく引き出してくださったので、同じ班になった 全員からいろいろなお話を聞くことができました。実際に受けた体罰というほどではない のですけれども、学校で起きた生々しい話を聞けたりしたのが心に残りました。1人のお 子さんなどは、その体験を生かして、心理学のほうの勉強をして、将来カウンセリングと いうか、そちらの道に進みたいと考えているお子さんがいたりしたのがとても印象に残り ました。

【委員】

私は、別のグループで参加させていただいたのですが、大学生の方から、相談をしたい場合に、学校とかカウンセラーというよりも、地域のおばさんとか、そういう身近な居場所で、何か困ったこととか、何でもいいような話とか、そういう話をする場所があったらすごくいいなとおっしゃっていたのが、すごく印象的でした。

【委員】

私は、なぜこの子たちがムサカツに参加しているのだろうと気になっていました。私だったら自分のことしか考えていなかった中高生時代に、一見自分の考えることじゃないなと思われるイベントに参加しないと思っていたからです。その事を伝え、みんなはなぜ?と聞いたら、楽しそうだから、興味があったからと答えてくれました。誰に強要されたわけでもなく。そんな風に思えるイベントを考えた武蔵野市、いいことしているなと思いました。

【委員】

私、参加して、学校に行っているお子さんと話すのが久々だったので、すごくおもしろかったです。そしてすごく気になったのが、中学2年生のお子さんが内申にびくびくして過ごしているとおっしゃったんです。休む権利も欲しいけど、休んだら内申書に響くから、どんなに疲れようが、どんなに学校に行きたくなくても、這いつくばって行かなければいけないぐらいのことを言っていたのです。そうやって、子どもたちは、言葉は変ですが、ちょっとおどされているような感じなんだよねと言っていたので、そういうのは今、子どもにとったら、精神的にもよくない環境があるのかなというのは正直感じて、生の意見が聞けた本当にいいムサカツでした。

【委員】

申しわけないですが、もう一つだけつけ加えたい。印象的だったのが、中学生の男の子だったのですけれども、どうしたらストレスがないように過ごせるかねみたいな話があったときに、大人からの干渉がなければストレスはないですと言っていたのが目からウロコでした。

【副委員長】

大事な点かもしれないですね。

引き続き事務局から「子どもの権利に関する国及び東京都内の動向について」、ご説明をお願いいたします。

【事務局(子ども子育て支援課)】

それでは、ご説明いたします。資料3をご覧ください。これは委員会での検討に関連する内容として、子どもの権利に関する国と東京都内の動向について、ごく簡単にまとめた 資料になっております。

まず国の動向です。現在、こども基本法について、今国会での法案提出の動きがあることが連日報道されているところです。こども基本法については、子どもの権利条約を批准している国として、国連の子どもの権利委員会からも制定するようたびたび国として勧告を受けていたもので、いよいよ具体的な議論が進んでいるというものです。

続いて、こども家庭庁の設置です。令和5年度に設置の方向で、現在国会にこども家庭庁の設置法案が提出されています。「こどもまんなか社会を目指す」というスローガンのもと、国で検討を進められていましたけれども、縦割り行政を改め、主に内閣府と厚労省の子ども支援に関する部分を一元化して、内閣府の外局として設置するような内容となっ

ています。

また、児童福祉法等の改正案についても今国会で審議される見込みです。内容としては 括弧書きで記載しているような内容となっております。本日それぞれの法案の詳細につい て詳しく触れるお時間はありませんけれども、ニュースで報道されていたり、国のホーム ページでも法案の情報等が掲載されておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、もう一点記載しているのが、子どもの権利擁護に関するワーキングチームというものです。これは国で開催されておりましたが、こども基本法等の権利擁護に関する考え方のもとになった検討と言えるもので、資料3の下の部分にワーキングチームで議論した子どもの権利擁護のあるべきイメージを、厚労省のウェブサイトから転載しております。ただ、この図に出ている国の権利擁護機関(コミッショナー)制度というのがあるのですが、これがこども基本法に含まれるかどうか不透明な状況というふうに、目下まさに報道されているところですので、こちらの内容はあくまでもワーキングの検討結果という扱いになります。

続いて、資料3の右上の東京都の動向です。以前に委員長からもお話しいただいたとおり、東京都はこども基本条例を既に制定済みです。また、現在は、児童福祉審議会の専門部会というところで、記載のような内容が検討されています。国に加えて、都でも権利擁護に関するこういった検討が進められているところです。国や都は、前回の委員会でも少し話題になったのですけれども、児童相談所等における子どものアドボカシーなども、強く意識して議論されているという印象です。

続いて資料3の裏面は、参考資料になっております。(参考①)として、都内自治体の条例の制定状況をまとめております。本日、資料4として、これらの条例をまとめた冊子もお配りしております。こちらについてきょうご説明する時間はないのですが、今後の委員会の中でも、他の自治体の事例として随時ご参照いただければと思っております。

資料3の(参考②)は、子どもの権利条約の採択の経緯について、本当にごく簡単な記載です。本日ご紹介した国や東京都や都内自治体の状況については、いずれも子どもの権利条約の考え方をベースにした動きとも言えるものです。その意味では、本委員会の議論と基本的に同じ方向を向いて進められているようなものと思われますので、資料3については簡単にご紹介をさせていただきました。

次第の(1)の部分の事務局からの説明については以上となります。

(2) 今後の検討スケジュールについて

【副委員長】

続いて、議事(2)「今後の検討スケジュールについて」も事務局から説明をしていた だき、その後、まとめて質疑応答を行いたいと思います。

【事務局(子ども子育て支援課)】

それでは、「今後の検討スケジュールについて」、ご説明いたします。資料5をご覧ください。前回の委員会でお配りしたものと大きく変わりはございませんが、日程表について、令和4年度の委員会の具体的な開催日を記載しております。

また、中ほどの(※1)の部分を追記しております。本日、3月9日の委員会の議論の後、4月12日の次回委員会までの間の骨子案の検討作業についての記載になっております。本日この後、委員会で骨子案のたたき台についてご議論いただきますけれども、委員会でお話しいただけなかったご意見等は、3月21日までに追加でいただければ、次回4月の委員会における骨子案の資料づくりに活用させていただきたいと思います。こちらは後ほど改めてご案内をさせていただきます。

簡単ですけれども、次第の(2)についての資料の説明は以上です。

【副委員長】

ここまでの議事につきまして、ご意見やご質問などがありましたら、ミュートを解除して、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いできればと思います。質疑の時間、 $4\sim5$ 分予定しております。

【委員】

私は先程お話ししたムサカツの子ども達と話し、生の声を聞いて意識が変わりました。 現場にいるのにまだまだ子ども達のことが分かっていなかったなと反省です。今回参加が 難しかった委員の皆さんも子どもたちと話をする機会があればぜひと思うのですが。難し いでしょうか。

【副委員長】

これは委員会のところで子どもと話すことができないだろうかという感じですかね。では、事務局に伺ってもよろしいですか。すぐにはお答えできないかもしれませんが。

【子ども子育て支援課長】

皆さんそのようなご意見であるようでしたらば、子どもたちにも聞いたり、骨子のところには間に合わないかもしれないし、来年度になるかもしれないし、どこになるかわから

ないんですけれども、正副委員長とも一緒に検討させていただきたいと思います。

【委員】

骨子案ができ、きちんとしたものが完成するまで、子どもたちの意見を盛り込んでいけるようにお願いします。

【子ども子育て支援課長】

パブリックコメントは広く募集します。

【委員】

わかりました。もし可能ならばよろしくお願いします。

【副委員長】

条例の文案ができる前に、子どもたちにちゃんと見てもらって、子どもたちの意見が入った状態でできていくといいなというご意見ですよね。実際に学んでいくときにもそれは 大事で、もしそういうことができたら教育効果もすごく上がるのではないかと思います。

【委員】

今の点に付随したことで、3月29日にムサカツ本番があると思うのですが、これは私たちは傍聴というか、見せていただくというお話は今後あるのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

今は、コロナの状況もあるのと、参加者がたくさんいるというところで検討中です。やっていた様子をご報告できないかというところでは検討しているのですけれども、委員長には出ていただきたいと思っています。検討してまたご報告したいと思います。

【委員】

例えば Zoom で見せていただくとか、そういったことがもし可能でしたら、ぜひ生の状況というのも知りたいなというか、見たいなというのが率直な意見です。

【子ども子育て支援課長】

まさにそのような形も検討したいと思います。ありがとうございます。

【副委員長】

せっかくの機会なので、どんどんおっしゃっていただきたいと思います。ほかにございますか。

きょうは骨子案がメインになりますので、では、このあたりで次に進ませていただいて もよろしいでしょうか。

(3) 条例骨子案のたたき台について

【副委員長】

(3)「条例骨子案のたたき台について」です。前回の委員会では、条例の検討項目についてご審議いただきました。そのときの議論と、その後、皆様からのアンケートを踏まえまして、資料6、かなり分厚いものですが、委員長に、骨子案のたたき台をつくっていただいて、きょうご提案いただいております。このたたき台を検討するに当たりまして、まず委員長と事務局から、きょうの協議の進め方についてご説明をお願いできればと思います。まず委員長からご説明をお願いできますでしょうか。

【委員長】

それでは、私のほうから、たたき台を皆さんに提示させていただいた立場から、簡単な 説明のお時間をいただければと思います。

パブコメを意識した骨子案を検討する段階にいよいよ入ってきたということでございます。ただし、今回の委員会と次回、4月 12 日の、ある意味ではたった2回の会議で、骨子案を仕上げるというのは、至難のわざだと言わざるを得ません。

ただ、市民に意見を聞くパブコメも実は2回用意されています。パブコメで市民の意見を聞くための骨子案であるという意味では、市民が意見をできるだけ出しやすいように課題を提示するのが、私たち委員会の役割だと言うこともできるのです。結論を先取りして、市民に、こういうものだという形で押しつけてしまうのではなくて、むしろ子どもの権利をめぐって大いに市民論議を起こしてもらうために必要なパブコメだという位置づけでお考えいただくとよろしいかと思っております。これは骨子案の基本的性格として指摘させていただきました。

それから、たたき台の検討に際して、私は3月3日付でお願い文を出させていただきました。きょうの審議にぜひ生かしていただきたいというお願い文です。

大きく2つあります。

1つは、骨子案全てに意見を出していただくことが本意ではないということです。皆さんの専門分野とか現場、自分の持ち場で、子どものためにどうしてもこれだけはぜひ実現したいという意見をぜひ出していただきたいということです。

それからもう一つ、私のほうから、条例に盛り込むべきかどうか、制度や仕組みにかか わる課題について、6点ほど指摘してご意見をお願いしました。既に事務局から何度も説 明がありますように、条例というのは具体的な施策とか計画を書き込むものではありません。ただし、子どもの現実とか、子どもの権利保障に欠かせない制度・仕組みというものはできるだけ丁寧にできないかということです。

その場合に制度・仕組みというので、今、武蔵野市で取り組んでいる既存の制度や仕組みを、維持展開していくための条例というのは、行政も非常に進めやすいというか、今までやってきたことの延長でいいわけです。ただ、もし新しい制度をつくるとしたら、これは大変な予算や、あるいは人材も投入しなければならない。行政もかなり覚悟が要るのです。そのためには、それだけの必要性、ニーズというか、そういうものを委員会が出していかない限り、行政も納得はしないと思うのです。当然パブコメも含めまして、市民から強い要望があれば、それは行政も受けざるを得ないなという気持ちになると思うのです。そういう意味では、私は制度・仕組みについては、既存のものを支えていく条例は、枠組みとしては大体できるのですけれども、新しいものをどこまで盛り込めるかというのが一つの勝負どころだと思っています。その意味で、ここでは新しい制度的な提案をさせていただいていますので、この点についてのご意見をぜひいただければと思います。

もう時間ですが、最後にあと一つだけ。せっかく委員からご提示があったように、僕はこの骨子案の段階から、できるだけ子どもたちの生の声を反映させたいのです。子どもの気持ちや思いをこの骨子案に盛り込めないか。それは中身として、例えば前文の中に子どもたちの文を入れるというものもあれば、骨子案全体についての子どもの意見を聞くという意味もあります。いずれにしても子どもたちの生の声を反映させたい。そのために、今後委員会として、ムサカツを軸として、子どもたちと交流しながら、パブコメに向けて、ぜひいい案になればいいなということを申し上げて、私の説明を終わらせていただきます。長くなりましてすみません。

【副委員長】

それでは、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

事務局からは資料6と本日の協議の進め方についてご説明いたします。

資料6の最初に記載しておりますように、これは1月に実施した委員アンケートを反映させたたたき台となっております。今回、委員会の審議の促進のために検討事項に示された内容を、①「骨子案として検討を要する事項」と②「上記検討事項を裏づける考え」の2つの領域に区分しております。記載事項の文頭の記号について、「○」は第5回委員会

までの意見に基づく記載、「★」は委員アンケートに基づく記載であることを意味しており、基本、委員長において作成していただいております。

委員長には大変なご尽力をいただきました。委員の皆様も、お忙しい中、アンケートで、 多様なご意見をいただきましてありがとうございました。

事務局において、全体が見やすいように目次をつけております。分量が多いため、目次をご確認いただきますと、A「前文」からH「雑則」まで8つあります。その中で、30項目に分かれております。今後、4月12日に向けて絞り込みを図ってまいります。

委員長から特にご意見をいただきたい内容が6点示されておりますが、事務局といたしましては、それとともに、全体的な事項のご意見のほか、委員会として考える基本的な考え方であるとか、理念・目的などについてもお時間をいただき、多様なご意見をいただきたいと思っております。

資料7として事前にいただいた委員のご意見を配付しておりますので、ご参照ください。 説明は以上になります。

【副委員長】

それでは、本日の議論の進め方ですが、骨子案のたたき台につきましては、相当ボリュームのある資料になっています。委員長から特に協議が必要な6点をいただいていますけれども、条例全体にかかる内容も、ぜひ本日協議できればと思います。まず、本日は、「全体的な事項・理念・目的等について」、皆様のご意見をいただいた上で、その後、委員長にお示しいただいた6つの「特定事項についての協議」をお願いしたいと思います。

まず、全体的な事項・理念・目的にかかわる部分につきまして、ぜひ皆様のご意見をいただければと思います。事前にご意見をくださった方もいらっしゃいます。その内容でも 構いませんし、それ以外のことでも結構です。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

まず、先日のムサカツ実行委員との意見交換会ですが、すごくしっかりした子ばかりで、 意見を聞き出すのが相当難しいという前提だったのですけれども、「お話を聞かせて」と 言ったら、どんどん話してくれて、非常にやりやすかったです。

彼らのいろいろな意見を聞いたのですけれども、彼らの持っている悩みとか、今まで受けてきたこととかを、これからつくる条例でちゃんとカバーできないといけないというか、彼らがちゃんと救われないといけないと痛感したとともに、これからつくる条例で本当にできるのかな。よほどしっかりというか、きめ細かいものでないといけないのではないか

と感じました。

それから、本文、たたき台に入る前に、今、委員長のほうから2つほどあったのですが、強いニーズがないといけないというところですけれども、今回、権利に関する条例なので、強いニーズとか、意見が多くないといけないというふうになってしまうと、これはマジョリティーのものになってしまって、権利を保障しようというのであれば、マイノリティーの意見をどう拾えるかも、ちゃんと考えておかないといけないかなと思います。たとえ声がなかったとしても、それは想定して拾えるようにしたほうがいいのではないかと思います。

それと、つくり方として、既存のシステムを生かすという条例に、どれだけ新しいものを組み込めるか。コストも相当かかる。行政も本腰を入れないといけない。もちろんそうなのですけれども、既存のシステムを変えていくことができなければ、条例をつくる意味がなくなってしまいます。なので、今のシステムをなぞるような条例ではなくて、本当に必要な条例をつくっていったほうがいいのではないかと思います。

本文に入る前までの意見しかなくてごめんなさい。意見3つです。

【副委員長】

今、委員のおっしゃったマイノリティーの意見をどう拾えるかというのはすごく大事なことで、子どもの権利というのは、一番弱い人が救われるべきものであると思うのですね。 親が子どものことを考えてあげている、そういう子どもさんよりも、むしろ誰も話をしてくれないし、そういうものがあるとわからない子たちの支えにもなるものができるといいなというふうには個人的には思っております。

ほかの皆様方、いらっしゃいましたら、ご質問をどうぞお願いいたします。 7時ぐらいまでこの件でお話しできればと思っております。 ——今考えているという感じですかね。

もしそれでしたら、私も1つ申し上げたいと思うのです。いろいろな子ども条例があるのですが、子どもの立場から、子どもが読んでわかるものだと、授業で使いやすいと思いました。委員からもご意見がありましたが、新しいものを入れていくのは結構大変で、既存の中でいかにできるかと考えましたときに、もちろん子ども会議とかも大事だと思うのですけれども、既にある授業の中で、例えば社会の授業とかで、子どもの権利を教材として扱うときに、子どもがわかる文章でちゃんと書いてあって、「じゃ、これはどう思うか?」というふうにやれたら、すごく効果が上がると思いました。子どもは社会の宝とか、上からの目線で書かれてしまうと、子どもたちはそういうふうに言うかなと思うようなと

ころもありますので、子どもたちが読んでわかる言葉で書いてあるというのは、授業の教材としても使いやすいと個人的には思いました。

【委員】

今の副委員長のお話で、私も同じように思ったことがあるのですが、武蔵野市からいただいた資料4「東京都及び都内他自治体条例集」で、江戸川区のものがまさに字が本当に大きくて、行間があけてあって、振り仮名が振ってあります。これは小さい子どもでも読みやすいのではないかなと思って、すごく親近感を覚えました。

あと、多摩市が、ことしの4月1日から条例を施行すると書いてあったような気がするのです。63 ページに、子ども・若者の対象が、基本的には18歳とはなっているけれども、30歳代までをその対象と書いてあった気がするのですが、すごい幅だなと思いました。でも、18歳だと、確かに身近でもまだすごく心配な子どもたちが結構いますので、少しでもそういうことを考慮した文章を書いていただけたらありがたいと思いました。

【副委員長】

今のところで言いたいことがいろいろあるのですけれども、ほかの方の時間を取っては いけないので、後で時間があったら述べさせていただきます。

【委員】

事前シートにかいてあることでも良いということなので、そちらの方をご提案します。 23 ページの E-7 の「子どもを支える人々の支援」で(3)の学校教職員のところですが、この教職員への支援をもう少し強調できないかなと思いました。子どもたちの日常に近い大人というと保護者の次に保育園・幼稚園・学校などの先生だと思います。仕事とは言え、毎日何十人の子どもたちを見ているのですから疲れるのは当たり前。先生方が疲れていると子どもたちにより良い関わりができないと思います。スクールカウンセラーがいるように、先生方にもそのような方がいても良いと思います。もしかしたら、学校内で先生方のケアができているのかもしれませんが、私から見ると疲れている先生が多くいるような気がしていています。子どもたちのためにも先生方の支援の項目をもう少し強めにして頂けると良いと思います。

【副委員長】

いかがでしょうか。

【委員】

今言っていただいたように、学校をよりよい形で支えていただくのは本当に助かると思

います。ただ、先ほどもちょっと出てきましたけれども、人的とか、物的とか、そういったものが出てくると、財政的なものもかかわってくるので、その辺のところの兼ね合いは、市としてどんなふうに考えていくのか。今も助けていただいているのですけれども、助けていただくことはすごくありがたいし、それが教員の働き方改革にもつながっていくといいなと思っています。

【副委員長】

今、委員がおっしゃってくださったことは、他の委員も教職員の余裕が重要と書いておられる。自分たちがいい仕事ができるように市がサポートしてくれていることを先生方が感じられるような文言が条例に入ることの意味はあるのかなというふうには思います。このあたり、いかがでしょうか。いきなりですけれども、伺ってもいいですか。

【委員】

先生方のサポートが十分に行われているか、ケアといいますか、そこは私は、十分ですとははっきり言えない状況があるかなと思います。スクールカウンセラーや市の派遣相談員は、各学校に週1回ずつ派遣していただいておりますが、主に児童生徒の相談活動と保護者の相談活動です。そこに教員も一緒にお話しすることはあるのですけれども、そこは教員対象の相談窓口ではないというのが実際のところです。

悩んでいる教員もいて、それは同僚、教員同士であったり、管理職であったり、一緒に相談しながら進めているところですが、教職員のケアというのはすごく重要です。教職員にゆとりがあったり、子どもとしっかり向き合うことができないと、子どものケアは難しいなと思います。

武蔵野市の教育委員会からの支援として、子どもたちと先生が向き合う時間を確保するということは、働き方改革の一環でもあるのですが、時間講師の先生をつけていただいていて、そういったゆとりといいますか、子どもと向き合う時間を確保していただいているというところはあります。ただ、例えば教職員の悩みを相談できる心理士とか、そこについては今後もっと必要になってくるのではないかなと思っています。

【副委員長】

難しいお子さんとか、保護者の要望とかもいろいろ多様化してきている中で、先生たち がいろいろと悩みを抱えることもあるのかなというふうには思います。

【委員長】

委員のご意見で、もう少しすっきりさせたいのは、育ち学ぶ施設全体の中で、学校教職

員を少し区別してサポートしたいというご意見のようなんですね。その場合に、5ページの「条例上の用語の定義」で、育ち学ぶ施設の定義は、学校や保育所等児童福祉施設、全体を育ち学ぶ施設という定義でずっと来ているのですけれども、学校教職員というのは独立させたほうがいいというご意見なのか。そこを育ち学ぶ施設の中の一部と考えていいのかどうか。これについて確認の意味で、ご意見を伺えればと思うのです。

【委員】

先生を支援するイコール子どもが守られる事になると思い、先生に対する支援の記載を 分かりやすくして頂けたらと思いました。

【委員長】

接している子どもの年齢によっては、例えば保育所の保育士さんとか、つまり、学校教職員以外の子どもと接している人もいます。そういう年齢層の子たちもいるわけですので、それを含めると、育ち学ぶ施設になっていくのですけれども、学校だけを特化することがいいのかどうか。もちろん幼稚園は入ったとしても、教育施設だけを区別することがいいのかどうか。それは皆さんのご意見に合わせてと思っております。

【委員】

「育ち学ぶ施設」をもう少し分かりやすく記載して頂けると良いと思います。

【委員長】

具体的な子どもたちの生活の場が出ているような定義の仕方をするということですね。

【副委員長】

育ち学ぶ施設だと、たくさんあるのですけれども、具体的に何なのかということが、例えば学校とか幼稚園とか保育園とか、そういう言葉がちょこっと入ったほうが、イメージがつきやすい。「例えば児童養護施設など」のような形で最後に入れていただいたほうがわかりやすいかなと思います。

【委員】

この課題での時間もあまりないとは思うのですけれども、私が以前勤めたところは、ハビットといって、武蔵野市の中の子どもの発達についての相談事業所です。そこの事業の中で、保育園に心理士などの専門職を派遣して、そこで保育士さんの保育上の悩みとか、そういった支援について相談を受ける事業をやっていました。それから、中学校だと思うのですが、特別支援学級のほうの先生のところに、作業療法士とか言語聴覚士を派遣して、そこで先生からの相談を受ける事業を今もやっていると思います。今そこは障害のあるお

子さんにかかわる先生とか、そういうところに限定していますけれども、今までの話を聞いていると、そういうところに限定するのではなくて、一般の教員の方とか、そういうところにも専門職の方を派遣する。心理とか福祉とか、いろいろな専門職がありますが、そういう人と一緒に協力しながら、チームで対応していくことは必要ではないかという気がしました。

【副委員長】

本当にいろいろと発展的な意見が出てきています。

ほかにもいらっしゃいましたら、皆様ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

では、先ほど委員がおっしゃった 30 歳ぐらいまでというお話のところです。私も気になっていたのが、5ページで、「18 歳未満の者」の後に「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」というところがすごくわかりにくいと思いました。例えば障害を持っている方だったらば何歳までいいのかとか、その辺が子どもの定義としてはわかりにくいなと思います。

その一方で、「おとなへの移行」という項目がすごく大事になってくるのではないかと思っています。22 ページでE-6「おとなへの移行支援」と言っています。実際には進学したり就職した後に、結局落ちていってしまう子どもたちがいます。児童養護施設の18 歳以後の問題というのもあると思うのですが、実際にはいろいろ生活が変わって新しくなっていく中で、すごく余裕がなくなってしまったときに、家族などが支えるということがあるわけですけれども、それができない家のお子さんたちは、自分で決めて、結局自分で諦めたり、人に迷惑をかけられないと思ってやめていったりする。そういうことが起きている中で、そこを伴走することが大事になってくるのではないかと思っています。

ただ、子どもの定義のところにそれを入れると、ややこしいことになってしまうかなと思っていて、移行というところでそれができないかなというふうに私は思ったりもしていました。

【委員】

今の30歳までという考え方ですが、子ども・若者育成支援推進法という法律がありまして、特別な方は40歳までとなっているのですけれども、この法律に基づいて、恐らく多摩市さんはそのあたりを酌んで計画をつくられているのではないか。多分それの引き続きの30歳ということで定義が出てくるのだと思います。

今、武蔵野市では第五次子どもプランがあります。これも子ども対象で、基本的には

18 歳までです。この中でも、例えばいろいろ課題があって、市では 18 歳を超えての支援もやってはいるのですけれども、子どもの分野というところでは、市では子どもの定義を18 歳までと決めているという現状があります。

E-6の「子ども・若者の自立支援」は、確かにすごく必要なことではあるので、位置づけとしてつけるのは必要かと思うのですけれども、あくまでも子ども施策の中では、定義づけとしては18歳。子どもの権利条約の定義も18歳となっていることがあるので、やはり原則はそこにするのが一番いいのかなと思います。

幅が広がることによって、18 歳を超えて支援の対象になるのは、就職のときとか、就職した後に悩んだ方の相談の窓口とか、あと結婚とか、その後の活動とか、そのあたりの支援も入ってきます。かなり幅が広がってくるので、そういう意味では、第一義的には、子どもの定義は 18 歳までというのを念頭に置いて、継続する支援をどのように考えるかというふうに整理したほうがいい。

初めから 30 歳までというのは、市の政策もそういうふうに位置づいてないということ もあります。そのあたりは、子どもの定義自体は子どもプラン武蔵野の考え方であったり、 まずは権利条約の考え方で整理して、プラスアルファを加えるという位置づけにしたほう がいいかなと思っております。

【副委員長】

今の委員がおっしゃったことは、実はヤングケアラーと若者ケアラーを何で分けるのか みたいなところとも重なってくる問題です。学校を出てから長くあいてしまうと、支援の 仕方とかも変わってきますし、課題とするライフステージが動いていくと、また違ってく るところもあるというのはすごく感じているところです。

児童福祉法にのっとって、18歳で一回切るということは、実はヤングケアラーのほうではやっていたことではあります。実際に入れようとすると、どこまで誰がどう対応するのかというところで、問題もいろいろ変わってきてしまうところはあるので、基本は18歳にしておく、だけれども、必要に応じて移行を助けるという形になるのが現実的なのかなと私自身は思っております。

【委員長】

私のほうでもちょっとだけよろしいですか。

私の友人の西野博之さんがやっているフリースペース「たまりば」は年齢制限がない居場所です。子どもから、かなり高齢までいます。僕も実はアスペルガーの子を高校生のと

きから 50 歳近くまで抱え込んで、僕が定年退職までずっといてくれた若者がいます。もうほかに行き場所がないので、僕のところにいたという子です。年齢が上がっていけば上がっていくほど、居場所がどんどん減っていく。そういう若者とはもう言えない中年に近い人たちがいます。これを放置したり、排除すると、ひきこもって大変な問題になっていくというのが、今のニート・ひきこもり問題につながっていく。だから、一方で、年齢制限を取っ払う考え方というのが必要だなという感じは僕もしていました。

【委員】

成人の年齢が、今度 18 歳に変わりますね。そうすると、キャッシュカードとか、いろいろな契約ができるとか、そうすると、また新たな問題を抱えるというか、今想像がつかないようなことも起こり得ると思うのです。だから、継続して何かの形で、どこかの条文の中に、救ってあげられるようなところをぜひつくっていただきたいとすごく思いました。

【副委員長】

ここで多方面からしっかりと検討することが大事だと思います。

【委員】

子どもの 18 歳の定義についてですが、果たして 18 歳までが子どもなのかというのは私も常日ごろ思っております。例えばですが、この定義の中で「18 歳未満の者」と言い切っているところを、「場合によっては引き続き支援を行う」みたいにちょっと緩い感じを残すとか。もちろん 18 歳で本当に自立する子もいれば、30 歳、40 歳でも、まだまだの人もいて、変な話、子どもとして必要な支援をしてさしあげたほうがよい方もいますので、そういう緩い感じの残し方はできるのかなということを、お話を聞いていて思いました。

【副委員長】

行政の方に伺ったほうがいいですかね。施行しなければいけない立場と、支援のほうをいろいろ考えられる立場と、少し違ってくるのかなと思うところもあるので、お願いしてもよろしいでしょうか。

【委員】

我々は教育委員会なので、基本的に 18 歳以上を取り扱うことはないです。ですので、 行政の立場と言うと、先ほど委員が説明したように、原則としては 18 歳というのがあり ますので、それを原則としつつ、なにか例外を設けるような書き方をするのが良いかなと 思います。

【副委員長】

まだご発言いただいてない委員、お願いしてよろしいですか。

【委員】

今の18歳の続きですが、私も18歳という年齢自体、仕方ないと思うのですけれども、 きょうの資料には「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当」ということで、 「児童養護施設の18歳を越えた子ども」というのが典型で書いてあるわけです。ただ、 恐らく一番の典型は高校生なのだろうと思っています。高校3年生は18歳と17歳が混在 するはずです。選挙権の下限年齢が変わって、同じ高3なのに、選挙に行ける子と行けな い子がいるというのがまさに話題になりました。

そういう意味では、やはり学校ということを念頭に置かざるを得ない子どもの権利ではあるので、ここの条文上は「その他これらの者とひとしく権利を」云々という抽象的な表現でも、これは仕方ないと思うのです。ただ、これの基本方針なり、ガイドラインなりという典型例のところでは、やはり学校を念頭に書いたものがあるといいと思います。あとは、全体を見ていくときも、高校3年生の端境の子たちが漏れることのないように、個々の条文を見ていくべきかなと思いました。

【副委員長】

18 歳の誕生日を超えると、要対協とかにも結びつかなくなるという話を聞いたことがあるので、高校3年生というのは典型としてすごくあるというお話はそうだろうなと思います。

【委員】

私個人としては、18 歳とちゃんと区切って明確にしたほうがいいのではないかという 気はします。ただ、一番問題になるのは、移行する場合、市のほうにそういうサポートが 現在あるのか、ないのかということだと思っています。

【副委員長】

多くの場合、そういうのはなくて、実際かかわった人が、子どもたちの年齢が上がっていくときに、18歳になったからといって切れなくて、結局ずるずるとやっていく中で、後づけ的にいろいろなものができていく。例えばイギリスでは、エイティーン・プラスというのができたりしている。結局そうやって面倒を見ていくような感じになっていくのですけれども、公的にはまだまだできていないのではないかなと思います。

【委員】

今の 18 歳の件で、例えばオンブズパーソンに相談している途中で 18 歳を超えてしまったとか、何かの処理中に年齢が過ぎてしまったとか、そういう中途半端な状態というのはどうなるんでしょうか。質問です。

【委員長】

委員の言われたオンブズの制度設計をどうするのかはまだこれからだと思うのですけれども、子どもの居場所というものが、この条例のかなり大きなかなめになる。その精神の中で、子どもたちが必要としている居場所というのは年齢で区切られるものだろうか。特に民間の団体であれば、基本的に 18 歳という年齢では区切らないケースが結構あるわけです。オンブズのような制度も、その子の対応のいかんによっては、18 歳を超えても対応せざるを得ないようなところがある。むしろ 18 歳、19 歳の年齢層は、少年法の改正も絡んで非常に厳罰化が進んでいる。18 歳、19 歳のところをきちっとカバーすることは、少なくとも権利条例ではオンブズが絡む非常に重要なところだと思いますから、少なくとも 18 歳、19 歳は対応することが必要になってくるのではないか。オンブズの制度設計はまだこれからだと思うのですけれども、私はそのように思っております。

【委員】

制度として、市には今18歳以降のサポートがないです。その辺がわからないのです。

【子ども子育て支援課長】

若者サポート事業というのがございます。今、児童青少年課長から説明いたします。

【児童青少年課長】

確かに抜け目というところでは、若者サポート支援事業で、15 歳からおおむね 18 歳、若サポ事業と、みらいるという事業を実施しています。ただ、先ほど委員からも発言がありましたが、若者サポートで今言っているのは、49 歳までといった部分があるので、あまりそこを年齢で区切ってしまうというのは、この条例上は難しいのかな。原則は 18 歳みたいな形にしておいて、表記の仕方ですが、この見本というか、たたき台にあるような形の表記になってしまうのかなという感じはいたします。

【委員】

そうしたら、基本的に市としては、18 歳以上のサポート体制はとれてないというふうに考えてよろしいんですね。

【子ども子育て支援課長】

サポート事業はございます。そこは年齢を 18 歳で区切っているわけではございません。

【委員】

そのサポート事業がちゃんとワークしているかどうかというのが問題なんです。あるだけでは問題にならないです。それがちゃんと活用されて、ちゃんとサポートできていれば、それはそれでいいのですけれども、そういうのがうまく活用できてないとか、サポートできていないのであれば、生涯にわたってしっかりサポートはしていくべきだと思います。なので、どなたかがおっしゃいましたけれども、年齢をある程度曖昧に書くのも、一つの提案だと思います。

【委員】

そもそも論になって、とんでもないという話かもしれないのですけれども、権利条例ということで権利を書き込む。ある程度理念ですよね。その理念というのは、内容を見てみると、子どもだけではなくて、幅広く全ての人に渡るような権利ではないかと思います。なので、逆に年齢を書き入れなければいけない理由は何かな。かえって年齢を入れないでいくと、逆に何か不整合というか、困ることがあるのですか。

制度それぞれにおいては、実際 18 歳で区切るとか、30 歳までやるとか、年齢制限はありませんよとか、学校教育期間までとか、そういう現実的に制度的なものがもちろんある。それはそれでいいと思うのです。それはそれで認めておきながら、権利条例としては、理念型として幅広く、年齢をあえて入れないということだと、矛盾が生じてしまうのでしょうか。話を蒸し返しているようで、すみません。

【副委員長】

なかなか斬新な意見が出たのですが、この辺、委員長どうでしょうか。

【委員長】

要するに、少なくとも 18 歳までの未成年者にかかわった権利保障、子どもたちの成長発達とか、さまざまな子どもに向けての権利保障のあり方と、前は 20 歳でしたけれども、ここから 18 歳になりますが、18 歳以上の成人期の権利保障とか人権、あるいは社会的な仕組みというのは若干区別があるわけです。それを一緒くたにしてしまうというのは、今の法制度で言うと、整合性がとれなくなる。18 歳以上の成人期の法制度、権利保障や社会保障の仕組みみたいなものと、18 歳未満の子ども期の成長発達をしていく段階での権利保障のあり方というのは、やはり区別せざるを得ない。子どもの権利条約も、そういう意味での区切りを 18 歳未満に統一しているわけです。ですから、それに合わせていくと

いうことはあると思います。

【委員】

また長々話してしまって申しわけないのですが、5ページに「児童養護施設の 18 歳を越えた子どもの支援など」と括弧で書いてあるところがちょっと気になったのは、たまたま私は武蔵野市で養護施設を卒業する 18 歳のお子さんたちに、ひとり暮らしするのがこれから大変なので、家電製品とかそういうものの中古を集めて、きれいに整備して、それをお渡しするというボランティアに月に1回参加させていただいています。

そういうスタッフの方のお話から、実際に本当に大変なんだな。1人で暮らすのにどれだけのお金がかかるかとか、だから家電製品がすごく助かるんだということをすごく肌で感じています。自立はしているんだけれども、いろいろな過去があって、精神的にちょっと大変なときもあるとか、その子によってなんですけれども、1人で暮らしていくとか、生きていくのはすごく大変なことで、いろいろな人の支援がないと生きていけないというのはすごく肌で感じます。

18 歳で区切るのはよくわかるのですけれども、「児童養護施設の」という表現は、私はあってもいいのかな。自分がたまたま携わっていたからなんですけれども、18 歳を超えた具体例がわかりやすく書いてあるのはいいのではないかと思います。表現はそのほかにもあるかもしれないのですけれども。

【委員】

今の意見は私もそうだなと思うのですが、資料を改めて見ていたら、日野市の子ども条例は、18歳から20歳というところを留保でつけていて、とてもいいなと思いました。資料の43ページですが、私は日野市の表現などは現実的でよいなと思いました。

【副委員長】

児童でなければ、いきなり大人しかないというのではなくて、例えば若者ケアラーなどは、18 歳から 25 歳というような時期を設定して、そこを集中的に支援するというのも一応あるのです。なので、子どもでなくなったら、即 50 代と一緒というのも、無理があるのかなと思うところはあります。でも、また法律が変わって成人年齢が 18 歳になると、20 歳までできるかなみたいなところもちょっと気にはなります。

【委員】

今引用したところを一応読みますと、「この条例において『子ども』とは、市にかかわる 18 歳未満の人をいいます。ただし、学校教育法、児童福祉法などに規定する施設、そ

の他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている 18 歳以上 20 歳未満の人も対象とします」とあるので、これが今つながり期とか、あるいは福祉施設の 18 歳以上の子とか、あるいは高校生も含めて、一定の解決にはなるのかなと思った次第です。

【委員】

私は、教育はすごく大事だと思っていて、例えば夢を持って大学に進学した場合、ひとり暮らしをして、バイトをしながら大学に通って、もしストレートで卒業しても 22 歳なんです。例えば親御さんがいらっしゃらない子は、その地域だったり、行政だったり、みんなが親なんですよね。その親が守ってあげる期間はいつまでなんだろうと思うと、本当はそこまで短くても 22 歳と記載してほしいなという思いが実はあります。

【副委員長】

7時ぐらいまでというところが大幅に超過していて本当に申しわけないのですけれども、 実はこの後も皆さんで話す時間が 55 分あって、個別のほうにも行かなければいけないの ですが、すごく大事な点なので、時間を少し長くとってしまっております。

年齢をどういうふうにするか、結構全体的なところになっていますが、実際、日本の社会を考えたときに、22歳ぐらいまではまだ庇護を受けながらやっていくのが、現実としてはそうなんだよねというところですね。子どもの最善の利益を考えると、そうなのかなと思うところはありますけれども、ここはどうまとめればいいのでしょうか。

とりあえずこういう意見が出たということで次に行って大丈夫ですか。

【委員】

そうだとしたら、理系だと、数十%は大学院に行くんですよ。切りがなくなるんです。 意見として出しておきます。

【委員長】

ずっと大学にいた身から言うと、学生が、自分はまだ子どもだという意識がすごく強いですね。今の意見の裏返しなんですが、それでいいのかなというのが僕は逆に思っているんです。例えば選挙権に関しても、なかなか投票に行かなかったりする。本来だったら、社会参加して、いろいろ自立して動ける世代であるにもかかわらず、自分はまだ子どもなんだみたいな意識がすごく強いので、かえって僕はそれに合わせて年齢を引き上げるというのはちょっと抵抗感があります。

【副委員長】

一応言っておくと、ヤングケアラーはもっともっと早くに大人になってしまっていると

ころがあって、学生であっても何でも、親を頼れない、自分で考えていかなくてはいけないという子たちは、16 だろうが、18 だろうが、割と大人みたいな動き方をしているので、確かに委員長のおっしゃることもそうかなと思います。

そろそろ次に行かなくてはいけないと思っているのですが、今の続きにもなるのですけれども、全体的な事項については一旦終了して、「特定事項についての協議」に入りたいと思います。こちらについても事前にご意見をいただいた方もいらっしゃいます。そのことをおっしゃっていただいても、それ以外のことでも結構です。

特に委員長から6つの点というのが挙がっています。せっかくいい論点がいろいろ出てきたので、6つとは違うけれども、ここについてもっと話したいという場合も、それでもよいかと思います。7時55分ぐらいまでいけそうなので、皆様いろいろとご意見がありましたら、皆様のご意見を反映させるための会議なので、ぜひ積極的におっしゃっていただきたいと思います。

【委員】

14 ページに「『子ども特別休暇制度』(仮称:年間10日間程度の、欠席扱いにならない休暇)等の仕組みを創設する」ということが書いてあるのですが、これは学校現場の現状にはそぐわないと思います。

【副委員長】

休暇としてはやはり難しいというのは、私も教員としてはそういうふうに思うところもあるのと、もう一つ、家庭が子どもにとって居心地のいい場所であることを前提とした議論だなと思っています。ヤングケアラーとか、親と離れた時間を必要としている虐待のおそれもある子どもたちは、夏休みは結構厳しいのですね。学校があるということが一つ救いになっていたりするところもあるので、見方はいろいろあるということを一応検討していただきたいかなというふうに私から申し上げたいと思います。

【委員】

今のことに関係するかわからないのですけれども、子どもたちが日常、時間に追われているという状況が少しでも解放できればということで、境南小学校などは宿題を出さないようになっているのです。そういうものを全市的に取り入れていくというようなことを考えてもらえれば、子どもたちももう少しゆとりができるのではないかと考えています。

【委員】

意見書にも書いたのですけれども、中学校で放課後に図書室を開放する。そういうこと

が、今一番簡単にできると言ったら、お金がかかることなので、クレームが出るかもしれませんけれども、そうすれば、Wi-Fi 環境が自宅にない方が宿題をしたり、予習をしたり、そういうところにも活用できるので、いいのではないかと思って、提案させていただきました。

【副委員長】

大切ですよね。家庭に学習環境のないお子さんもいらっしゃるんですよね。

【委員】

子どもの気持ちを代弁してこの意見は言いたいと思いますが、子どもが休みたいのに、なぜ学校の都合、大人の都合で、休む権利を認めてもらえないのか教えてください。素直に子どもの立場から言うと、ムサカツでも、内申書にびくついているから休みたくても休めないとか、本当に学校に行きたくないと思うときがあっても、結局そういった大人の目があって、休めないと思って苦しんでいる子どももいる。ただ、家にいたくないから学校が居場所の子もいる。でも、学校に行きたくない子が、なぜ先生や大人の立場で休むことを認めてもらえないのかが知りたいです。

【委員】

学校を休んではいけないと言っているわけではなくて、学校を休んでもいいんだけれど も、それを欠席扱いとしないというところが、今の学校の現場ではちょっとそぐわないか なと思います。

【委員長】

教育委員会の方々に何度か聞いたときに、技術的には可能だと。それは忌引き休暇の延 長だと。忌引きのときには欠席扱いにしないで、出席日数を減らすだけなんです。同じ仕 組みで特別休暇も、出席日数は減りますけれども、欠席扱いにしないということは、前例、 仕組みとしては、教育委員会は整備しているので、やろうと思えばできなくはないだろう。 つまり、欠席扱いにしないことができるという判断もあるのではないかと思うのです。

ただし、授業の進度とか、学校の運営上の問題とか、いろいろなことがあるかと思うのですけれども、そのあたりはどうなのか、お伺いできればと思います。

【副委員長】

では、お話を伺ってもよろしいですか。

【委員】

今、委員長がおっしゃられましたが、学校に来ないときに、それを出席の扱いにすると

いうことと、出席ではないのですけれども、出席停止とか、忌引きのような扱いにするという形は、取り扱いとしては別々のものになります。今回ご提案されている制度については、学校に来なかったとしても、出席の扱いにするというご提案なのかなと。

【委員長】

そうではないのではないか。欠席扱いにしないだけで。

【委員】

欠席扱いにしないというときも、校長が特別に認める場合に欠席扱いにしないという取り扱いはあるのですけれども、どんな理由でも、それをどこまで適用できるかというと、それはそれぞれの校長も判断できませんし、そこは現行の制度上なかなか難しい部分はあるのかなと思っています。子どもが休息する権利があるということを、この条例にしっかりと規定することは重要だと思っています。

保護者のほうには、教育の義務があります。ただ、子どもには休む権利もありますので、 やはり学校も保護者も、子どもの休む権利があるということを前提にやっていくというこ とだと思います。

休暇制度とか、先ほどの宿題を出さないとか、あと図書館の開放とか、いろいろな解決 方法、これはあくまで施策の部分になっていくと思いますので、そこまで踏み込んだ具体 的なことを条例に書くのかどうかというところはやはり議論が必要になってくると思いま す。

【委員】

休息をするというのは権利として大事だと思うのですけれども、子どもたちが学校を休むときの理由というのが、やはりいろいろなことが考えられるのです。特に小学校6年生とか、中学校3年生の受験期になりますと、現実問題として、学校を休んで家庭や塾で勉強する子どもも中にはいます。そのときの理由として家で休息するからという言い方をされると、学校は休息として受け入れなければなりません。しかし現実には、家で休んでいるのではなく、家で受験勉強をしていたり塾に行ったりしている場合があります。ですので、そこのところの線引きが難しいなと思います。

【委員】

多分、委員がおっしゃっていたのは、例えばどうしても休みたい、休まなければこの先続けられない、生活できないということで欠席をする場合、それが何日間以上だと、内申に響いてしまう、そのプレッシャーというのが子どもたちにとっていい影響ではないので

はないかということを話されているのかなと思ったのです。私も子どもが中学のときのことを忘れてしまったのですけれども、例えば何日以上だと内申に響くとか、そういうのは 実際あるんでしたかね。根本的なことがわかっていなくてごめんなさい。それは子どもに とってのプレッシャーなのかなと私も単純に思ったのですが。

【委員】

学校によりけりなんですけれども、東京都の場合には都立高校と私立高校があります。 受験のパターンとして、推薦の試験や一般の試験があります。そのときには学校から調査 書というのを高校のほうに提示するのですが、私立の推薦の場合、高校のほうから、欠席 日数が何日以内というふうに明確に示されることもあります。一般受験の場合には、私立 は面接がありますので、面接の中で質問をされることもあるようです。

【委員】

子ども特別休暇についてですが、私自身、有給休暇を取る時、何か用事がないと取りません。疲れたから有給を取るということはありません。休むことは悪い、怠けているというのが頭のどこかに植え付けられているのかもしれません。皆さんもそうではないでしょうか。休むことを良しとする社会するためには、子どもの時からこのような制度があり利用することに慣れていく必要があると思います。休むことを学ぶという発想で特別休暇を設けられないかと思います。

【委員】

学校を休んで塾に行く。それがけしからぬかどうかはわからないですけれども、この休暇制度があってもなくても、その子たちは休むと思うので、あまり考えなくていいんじゃないでしょうか。

【委員長】

塾云々のことはということですね。

【委員】

そうです。

【副委員長】

委員から、結構根本的な、休むことを学ぶという意見がありました。今の大人たちが潰れるまで休めなくて、うつ病とかいろいろ発症してしまう。これに対して、教育の一環として、休むことを学ぶという視点もあるのではないかということですね。

【委員】

今の子ども特別休暇のことですが、子どもが安心して休息することや、学校を休む権利を保障することが大事ということで、子どもが休みたいと思うときに休める。休む理由があると思うのですが、例えば体調不良のときです。保護者の仕事の都合で、熱があっても登校させるケースもあります。あと、病院に連れていってもらえない。あと、土日の習い事やスポーツなどの大会に出場したり、夜遅くまで親と出かけていて、睡眠不足で、月曜日から非常に疲れている児童が多数います。こういう実態があります。ですので、休息する権利と、学校で学ぶ権利を保障するということが大事ではないかなと思います。委員のご意見にあったとおり、これは保護者への理解啓発が必要なことかなと思っています。

あと、これは私の理解不足なんですけれども、子ども特別休暇制度が適用されるというか、どういう場合に使うのか。もしこの制度ができたときに、どういうときに使うのだろう。私もどういうときに使う休暇なのかなと思いました。そこがもう少し詳しく伺いたかったなと思っています。

【副委員長】

確かに運用するとなったら、どれがそれに当たる休みで、どれがそうではない休みなのかという判定をしなければいけないのが学校としてはすごく大変になってくると思います。

【委員】

つけ足しなんですけれども、委員長のご提案の文面は、放課後のほか、子どもの居場所の有効活用に欠かせない自由な時間確保のために、休む権利の制度保障に一歩を踏み出すかどうかというご提案だったかと思うのですが、この文章を読みますと、どこかに子どもの居場所があって、そこを活用して、そこで自由に時間を過ごしたいときに使う休暇制度として想定されているのかなと理解したのですが、それで合っているでしょうか。

【委員長】

子どもの権利条約の 31 条で、休息する権利というのがもともと批准された条約にあって、日弁連が、こういう制度が必要だということで提案したのが、子ども特別休暇制度だったのです。これは大人にある休暇制度と同じように、子どもにも休息権を保障する制度原理が必要だと法律家が考えたことなんです。

ただ、僕は今の時点で考えると、そういう制度だけれども、子どもの居場所を前提にしたときに、居場所というのは空間だけではないだろう。自由な時間を持てるということがもう一つないと、幾ら居場所をつくっても、空間だけつくっても、それを使えなければ意

味がないだろう。特に地域の中で、子どもたちが居場所をつくるときに、全部学校に囲い 込まれていて、全く地域に出てこられないような状態の中で、どんなに地域に居場所をつ くっても、子どもは学校から離れられないという状態があるわけです。

そういう意味では、僕は川崎でやっているときは「地域の日」をつくったのです。年1日ぐらいは学校を休んで、地域に出られる日というのをつくったのです。それもあるのですが、要するに、子どもたちが学校で息が詰まってしまって、学校外の生活で自分を取り戻したいというときに、そういう居場所の感覚ですね、安心して自分を取り戻せるような場をつくるときに、時間も大事ではないか。それは空間だけではないだろう。

ですから、もともとは休息する、休む権利ということで、子ども権利のカタログの中に 特別休暇制度も入れていたのですけれども、そういうカタログの中から外して、居場所の 中に、今言ったように空間と時間の中の時間の部分で、改めて特別休暇制度をセットし直 してみたという趣旨でございます。

【委員】

大変よくわかりました。ありがとうございました。

【副委員長】

6つあるうちの1つしか今まだできてないのですが、どんどん行っていいですか。 子どもの権利の日の設置について、ちょっと難しいのではないかというご意見が委員か ら出ていましたが。

【委員】

市として特定の日を当てるには、かなりしっかり考えなければいけないなということが趣旨なんです。例えば武蔵野市には平和の日というのがありまして、11月24日です。これは昔、戦争のときに、中島飛行機武蔵製作所が武蔵野市内にあって、空爆を受けた初めの日を、戦争の悲惨さとか平和のとうとさを後世に伝える、絶対忘れないという思いで、平和の日をつくったのです。

例えば11月20日が世界子どもの日というのは理解しているのですが、何で11月20日は武蔵野市の子どもの日なのかと言われたときに、背景とか思いというのがしっかりないといけない。例えば平和の日と、何が、どういうふうに違うのかと比べたときに、市としてそのあたりがしっかりないと難しいのではないかなというのが私の考えです。

現在でも 10 月を子ども・子育て応援月間と位置づけ、子育てフェスティバルの開催や講演会などのイベントをここ数年やっています。そういう取り組みはしているのですけれ

ども、ある特定の日を設けるというのは、それなりに市の理念とか背景というのがないと、どうなのかなというのが、私の個人的な意見です。

【委員】

私の認識不足で、10 月が子ども・子育て応援月間だったということを今初めて知りました。そういう意味でも、理由づけが大切なのはとてもよくわかりますけれども、もう少しアピールというか、啓発できるような、そういうきっかけになればいいなと思って、私は賛成というふうに入れました。

【副委員長】

この件につきまして皆様何かございますか。あとまだ3件残っております。

【委員長】

事前意見では、3人の委員の方から賛成意見を出していただいており、それとちょっと 慎重派の委員が1人というところで把握させていただきたいと思います。

【副委員長】

では、3)に行っても大丈夫ですか。「学校内の居場所づくり、子ども相談に欠かせない福祉的支援、心理的支援の専門性の確立について」のところです。子どもの個人情報の保護と学校側が考える情報共有というのがぶつかってしまったときにどうするのかみたいなお話だと思うのです。E-2につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

委員長がこれを出されたときには、例えばスクールカウンセラーさんが、子どもが何を 言ってもいいという守秘義務の中で、秘密は守られるよというので子どもが話してくれる んだけれども、学校側としてはそれをちゃんと情報共有しなければ困るということで、板 挟みになって、しんどい状況に置かれることがあるということだと思うのですが。

【委員長】

それだけではなくて、カウンセラーの場合には、集団的守秘義務という考え方があって、 学校全体に子どもの個人情報を流していいという考え方が、むしろ今カウンセラーの一般 的な常識になっています。だからこそ、子どもたちから信頼関係を失ってしまうというの があるのです。だけど、それは法的には何の意味もない義務です。

今度スクールソーシャルワーカーが学校に入ってくると、同じ問題を抱えるのです。いずれにしても、カウンセラーやソーシャルワーカーが持っている専門性を生かすことが、むしろ僕は学校にとって大事だと思っています。それを学校の論理で、要するに専門性を否定してしまうと、それは学校にとって非常に不利益になる。つまり、学校はもろちん情

報共有が前提で、常に動きたいのはわかるんだけれども、子どもたちの個人情報とか、子どもに対する守秘義務というものをベースにしたカウンセラーやソーシャルワーカーの動き方というものを尊重するということが、この骨子案に明記させていただいた趣旨です。

ただし、福祉的な支援、心理的支援で、別の委員の方から、それは教職員こそ必要だという話になって、僕もそっちのほうにも必要性を感じています。

いずれにしても、ここの部分は、子どもに対する福祉的支援や心理的支援のあり方として、教育職ではない異種の専門職が学校の中に入ってきたときに、どういうふうな折り合いをつけるのか。特にその場合の異種専門職が持っている専門性を損なわないことが、本当は子どもの最善の利益になる。そこの視点がすごく問われていると思います。

【副委員長】

私はヤングケアラー関連のことで、ソーシャルワーカーの方々と時々お話をするのですが、私は伝えるか伝えないかだけではないなと思っています。例えばスクールソーシャルワーカーさんが話を聞く中で、ここの部分は共有したほうがいいかもしれないと思ったときに、それを相手の生徒さんに丁寧に話をして、例えばここの部分についてはこういう人たちと情報共有をしたいと思うんだけれども、どういうふうな言い方をすればいいかなと相談する。そのことによって、ソーシャルワーカーさんと生徒さんとの信頼関係がさらに増すことが多いという話も聞いたりします。

全部カウンセラーとかソーシャルワーカーが握ってしまうと、今度またこれで何も対応 しなくなってしまうという問題も出てくることがあるという話も聞いたことがあります。 やはりその都度その都度なのかな。子どもとのきちんと信頼関係を守りながら、必要なこ とを共有できる仕組みをつくっていくというのは、その場その場でやっていらっしゃるの かなと思うところもあります。

【委員】

1点、ムサカツで、大学生の方がお一人いらっしゃって、その方もやはりカウンセラーとか、そういうところに相談をすると、事が大げさになる、それはすごく嫌だと正直におっしゃってくれました。もちろん悩みがあったとしても、本当に自分たちが解決してほしいというところまで実は思っていない。本当に解決してほしかったら、変な話、「助けてください」と言う。

例えば子どもに「そういうところに相談して解決したい?」と聞いて、別に本人が望まなければ、実は解決するまでの手を差し伸べる必要がない。その子も話すとか、アウトプ

ットすることによって、それが最大の相談だと言っていたので、解決するとか、解決しな ければならないと大人があまり思い過ぎるのも子どもに重たいのかなと思いました。

【副委員長】

すごく大事なことですよね。

【委員】

スクールソーシャルワーカーが、まさにこういう福祉的な支援とか心理的支援、いろいるな専門職の方とつなぐ役割をしているというのが実情かと思います。今ご意見があったように、本当に解決してほしいと思う案件であったり、そうではなくて、単に聞いてほしいという案件であったり、個々の案件によって違うと思います。

それをスクールソーシャルワーカーは一件一件判断して、これは何かしら福祉的な支援が必要だというときには、やはりつなげていかなくてはいけませんので、そのときには副委員長もおっしゃったように、ご本人のほうに、これはこういうところと情報共有してもいいかと。これもやはり信頼関係の中だと思うのですけれども、そういう取り組みをしていくというのがまさに今スクールソーシャルワーカーの役割です。

武蔵野市ではまだ始まったばかりですけれども、他市に比べると、多くの人数を配置させていただいています。学校側からも少しずつ理解をいただいて、ご活用いただいて、今、相談の件数も年々増えている状況です。ここに書かれていること自体は、3)については、今このとおりにやっているのかなというところはあります。本人が望まないところで、学校側と望まない情報共有がされているかというと、そうではないと思っております。

【委員】

私が週に1回行っている学習支援室のお子さんで、今、高校生になられているのですが、小学校の高学年から中学までずっと学校に行けてなかったのです。今はちゃんと通信で学校に行っています。その方とたまたま話したときに、スクールソーシャルワーカーの方が連れ出してくれなかったら、今、学習支援室にも来てないし、通信の高校にも行けてない。きっかけをつくってくれたのは、スクールソーシャルワーカーの方が、諦めずに何度も何度も家に訪問してくれて、こういうところがあるよ、こういうところがあるよというふうにつなげてくれたから、私は今ここにいる。ほかの小学校6年生の子にも、「だから、そういう人がいるというのはありがたいことなんだよ」みたいに論すというか、話をしていて、そうなんだと思ったことがあったので、紹介させていただきました。

【副委員長】

あと3つあります。

【子ども子育て支援課長】

6) は事務局と委員長で宿題にしますので、4) と5) で大丈夫です。

【委員長】

- 6)を飛ばされるとまずいと思ったので、1つだけ、簡単に指摘しておいていいですか。
- 6) について、唯一意見を出している委員がいます。要するに、通常の政策評価の仕組みにプラス子ども子育て会議がある。それから、僕は、オンブズが政策評価や提言ができるということを入れているのですけれども、委員は、もう一つ、子ども会議を入れたのです。つまり、子どもの権利がきちっと行き届いていない部分について、子ども会議がそういう提言をすることが、この政策評価のところで非常に重要ではないかというのが委員の意見に出ていたものですから、それは入れておいていただければと思います。つまり、政策評価するところが僕は2カ所だったのです。オンブズと子ども子育て会議だったのです。

【副委員長】

4) と5) もすごく大事だと思うのです。6) は子ども会議を入れるということでよろ しいですか。

では、4) に行って大丈夫ですか。E-3、E-4です。

まず、「子どもの意見表明・参加の制度的な保障について、ムサカツなどの実績をふまえて、そのあり方を検討すること(武蔵野市子ども会議・施設運営参加)」。

次に、「学校外の多様な学び、居場所作りについては、不登校差別にならないように義 務教育の無償性をふまえて、公平な仕組みを検討していくこと」。

両方ともご意見のある方はいらっしゃるので、まずはお手を挙げていただくという形で よろしいでしょうか。

【委員長】

委員から、子ども会議が学校の負担になることについての懸念を出されているのですけれども、僕はそこは想定していません。あくまでもムサカツをイメージしている。ムサカツの実績とかそれを広げていくのが子ども会議だという認識なので、必ずしも学校負担をふやす意図はないということは、委員から出た意見に対しての意見を出させていただきました。

【副委員長】

では、「学校外の多様な学び」と「子どもの意見表明・参加の制度的な保障について」のあたりでご意見がありましたらどうぞ。

【委員】

今回、骨子案に入っております、義務教育段階で学校外の多様な学びの場を選択した子どもが、差別なく学校における配慮として、授業料とか教材費の費用の支援を受けられるというのは、前向きでとても今の時代に合っていて、先ほど冒頭にもおっしゃっていたように、今まである制度だけではなく、これから未来に向けての新しい制度としてすごくいい内容が盛り込まれていると感じております。

【副委員長】

この点、他の委員が書いておられます。

【委員】

事前の意見のところにも書かせていただいているのですけれども、あくまで多様な学びの保障というところになりますので、経済的支援をするというのは、その中の手段のうちの一つであります。フリースクールといっても、中には本当に塾に近いようなもの、さまざまな形のものがあります。仮にそういったフリースクールへの助成を始めるといったときには、そういったところに本人や保護者の選択に基づいて通っている方とか、ほかの塾に近いようなことをやっている方から、自分たちにも助成してくださいと言われたときに、線引きがすごく難しいというのが我々で考えているところです。やはり税金を使って行う現金給付になりますので、運用については厳格な公平性というものが担保できる制度をつくっていかなくてはいけないというのが前提になってくると思います。公平性の線引きというところがなかなか難しいというのが、我々行政としての今の考えです。

【委員長】

そのことについて、「上記検討事項を裏づける考え」の一番最後のところにありますように、塾とフリースクールの区別というか認定ですね。つまり、公的支援を行う団体の認定とか認証というのを仕組みとしてつくることが重要だと思います。委員がおっしゃるように、どういう方に対しても公的支援を行うわけではないのです。その仕組みは、とりあえず民間団体の委託事業として、新しい教育支援センターがそういう認定作業をしたらどうかという提案をしていますが、これも一つの方法です。いろいろな認証、認定の方法を、今、東京都のほうでも模索している段階ですから、武蔵野市らしい認定の仕方で、公的支

援をする団体あるいは個人を検討していくことは可能ではないかと思います。

【委員】

認定の制度ですが、そういったフリースクールのようなものが、全て武蔵野市内にある わけではありません。東京都内、都外といったところもありまして、武蔵野市の中で、そ れぞれのところを全て審査するというようなことは、実際の規模的にも非常に難しい部分 があります。例えば東京都が広域的に認定を行うとか、そういったものがあるのであれば、 まだ考えられるかなということはありますけれども、そこも全て武蔵野市の中でやってい くというのは、限界はあるものと考えております。

【副委員長】

あと、E-3の子どもの意見表明のところもすごく大事だと思うのです。これは前に委員がおっしゃった意見表明していいと言っても、その意見をつくるところのサポートがないと、意見を言えない子もいるのではないかというお話もあったと思います。ここについては「ムサカツなどの実績をふまえて、そのあり方を検討する」。どうしたら子どもの意見が出てくるようにできるかとか、言える場をつくるかという話かと思いますが。

【委員】

私の立場は、どちらかというと障害のあるお子さんたちですので、なかなか意思疎通ができない。そうなると、やはりそのお子さんを育てている親であったり、支援しているサポーターであったり、支援者の人たちがチームで、その意思を形成していく、そういったサポートとか、それから意思を代弁していくというようなことが必要かなと思います。

やはりどうしても人の手をかりないとなかなか自分の意思を伝えられないという方は必ずいらっしゃるので、そこの客観性とか公平性をどう担保していくのかというところが大事なんですが、そういう仕組みをつくっていく。関係者が集まって、そのお子さんの最善の意思表明というか最善の利益というか、それをみんなで、ああだ、こうだ、いろいろ話し合いながら形成していくというプロセスが大事かなという思いがあります。

【委員長】

その点については、18 ページの中ほどに「未就学者や、障がいのある子ども、外国籍の子どもその他自分でうまく自分の意思を伝えられない子ども」に対するサポートの仕方としてのファシリテーター制度や子どもアドボケーターの制度を提案していますので、そこもぜひご検討いただければと思います。

【委員】

PTA、保護者の点から言わせてもらうと、学校や家庭において、ああせい、こうせい、これするな、あれするなとか、あまり過剰にやらないでいただかないと、自分の意見を持つことができない子どもになってしまうのではないかなと思います。

【副委員長】

子どもによっていろいろということですよね。ありがとうございます。

8時2分になりまして、限界かなと思いますので、議事を閉めても大丈夫でしょうか。

【子ども子育て支援課長】

3月21日までに、またご意見募集もしますので。

【副委員長】

最後、バタバタとなってしまって恐縮なのですが、本日の議事については、一応ここで 終了して、委員長にお戻ししたいと思います。

3 その他

【委員長】

「その他」で、事務局から説明をお願いします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、事務局から連絡事項をお伝えします。

まず1点目、議事録についてでございます。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがあれば事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後、委員会資料とあわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目でございますが、会議の日程についてでございます。次回は4月 12 日開催を予 定しております。開催のご案内や資料については後日送らせていただきます。

3点目、条例骨子案のたたき台に関するご意見についてです。本日、会議で出た意見のほか、骨子案のたたき台に関するご意見のある方は、メール、ファクス、郵送等どのような体裁でも結構ですので、3月21日(月・祝)までに、事務局までご意見をいただければと思います。

その後、次回委員会に向け、正副委員長と事務局で、骨子案のたたき台の修正作業を行います。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援 課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

それでは、時間がちょっと過ぎましたが、以上をもちまして本日の子どもの権利に関する条例検討委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

以上